

# 天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業 手 引 き (令和5年度)

## 目 次

<b>1 事業概要</b>	
(1) 補助の対象となる住宅	1
(2) 補助の申込みができる方	2
(3) 補助の対象となる経費	2
(4) 補助金の額	2
(5) 実施件数	3
(6) 住宅の処分等の制限	3
<b>2 事業フロー</b>	4
<b>3 手続きの詳細</b>	
(1) 事前協議	5
(2) 補助金交付申請	5
(3) 変更承認申請	6
(4) 中間確認	7
(5) 実績報告	8
(6) 補助金請求	9
<b>4 天童市木造住宅耐震診断士派遣事業について</b>	10
<b>5 様式集</b>	11

### お問い合わせ

天童市建設部都市計画課建築住宅係

TEL 023-654-1111 (内線 428)

FAX 023-653-0714

## 1 事業の概要

この事業は、木造住宅の耐震改修の促進を図り、震災時の木造住宅の倒壊等を防止し、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、戸建木造住宅の所有者が行う耐震改修工事に要する費用の一部を助成する事業です。

### (1) 補助の対象となる住宅

次のすべての項目に該当する住宅が補助対象となります。

- ① **天童市木造住宅耐震診断士派遣事業に基づく耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満であったもの**
  - ・天童市木造住宅耐震診断士派遣事業については「4 天童市木造住宅耐震診断士派遣事業について」(P11)をご覧ください。
  - ・この派遣事業により市から派遣された耐震診断士によって診断された住宅で、上部構造評点が 1.0 未満であったものが対象になります。
- ② **耐震改修工事をする事で、改修後の上部構造評点が 1.0 以上となるもの**
  - ・耐震改修設計に基づいて耐震改修工事後の耐震判定をした場合、上部構造評点が 1.0 以上となる必要があります。
- ③ **耐震改修工事の設計及び工事監理は、天童市に登録された耐震診断士が行うもの**
  - ・市が派遣した耐震診断士及び設計者と工事監理者が同一人である必要はありません。
- ④ **耐震改修工事の施工者は、天童市内に本店がある法人又は天童市内に住所を有する個人事業者であること。**
  - ・市内に営業所等があっても、本店がない場合は対象となりません。
- ⑤ **現在の住宅の状態が、建築基準法令に違反していないものであること。**
  - ・違反している部分がある場合は、耐震改修工事と併せて、現行法令に適合するように是正すれば対象になりますが、是正に係る工事費は補助の対象になりません。
  - ・工事完成時に是正工事が完了していない場合は、補助金の交付決定が取り消しとなりますのでご注意ください。
- ⑥ **過去にこの事業や天童市移住推進等空き家利活用事業費補助金又は空き家利活用支援事業費補助金による補助を受けていないこと。**
  - ・この事業により耐震改修工事の補助が受けられるのは、一住宅に対して一回限りとなります。
- ⑦ **申請と同一年度の 2 月末日までに工事を完成させ、実績報告書を提出できること。**
  - ・この補助金は、翌年度へ持ち越すことはできません。

## (2) 補助の申込みができる方

次のすべての項目に該当する方が申込みをすることができます。

- ① 対象住宅の所有者であること。
  - ・所有者が複数の場合は代表する一人を申請者とし、他の所有者の同意が必要です。
- ② 対象住宅に居住していること。
  - ・申請者の住所が対象住宅にあり、現に居住している必要があります。
  - ・所有者が居住していない住宅は対象になりません。
- ③ 市税を滞納していないこと。
  - ・市税とは、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税などです。
  - ・前年のみでなく、過去の分も滞納していないことが必要です。

## (3) 補助の対象となる経費

補助の対象となるのは次の項目に該当する経費です。

- ① 耐震改修工事費
  - ・耐震改修工事と併せて、増築工事、改築工事、現行法令に適合しない部分を是正する工事、改修工事、修繕工事、模様替え工事等を行う場合は、それらの工事費は対象になりません。
- ② 耐震改修工事を行うために必要となる既存仕上げ等の撤去費、再仕上げ費
  - ・耐震改修工事に必要な範囲で、従前のものと同程度に復旧するものをいいます。
- ③ 耐震改修工事の設計費
  - ・対象とならない工事の設計費は、対象になりません。
- ④ 耐震改修工事の工事監理費
  - ・対象とならない工事の工事監理費は、対象になりません。

※補助対象となるかどうかは、事前にご協議ください。

#### **(4) 補助金の額**

補助金の額は次の項目のいずれかの額です。

対象経費の合計に5分の4を乗じて得た額（千円未満は切り捨て）又は100万円のいずれか低い額

#### **(5) 実施件数**

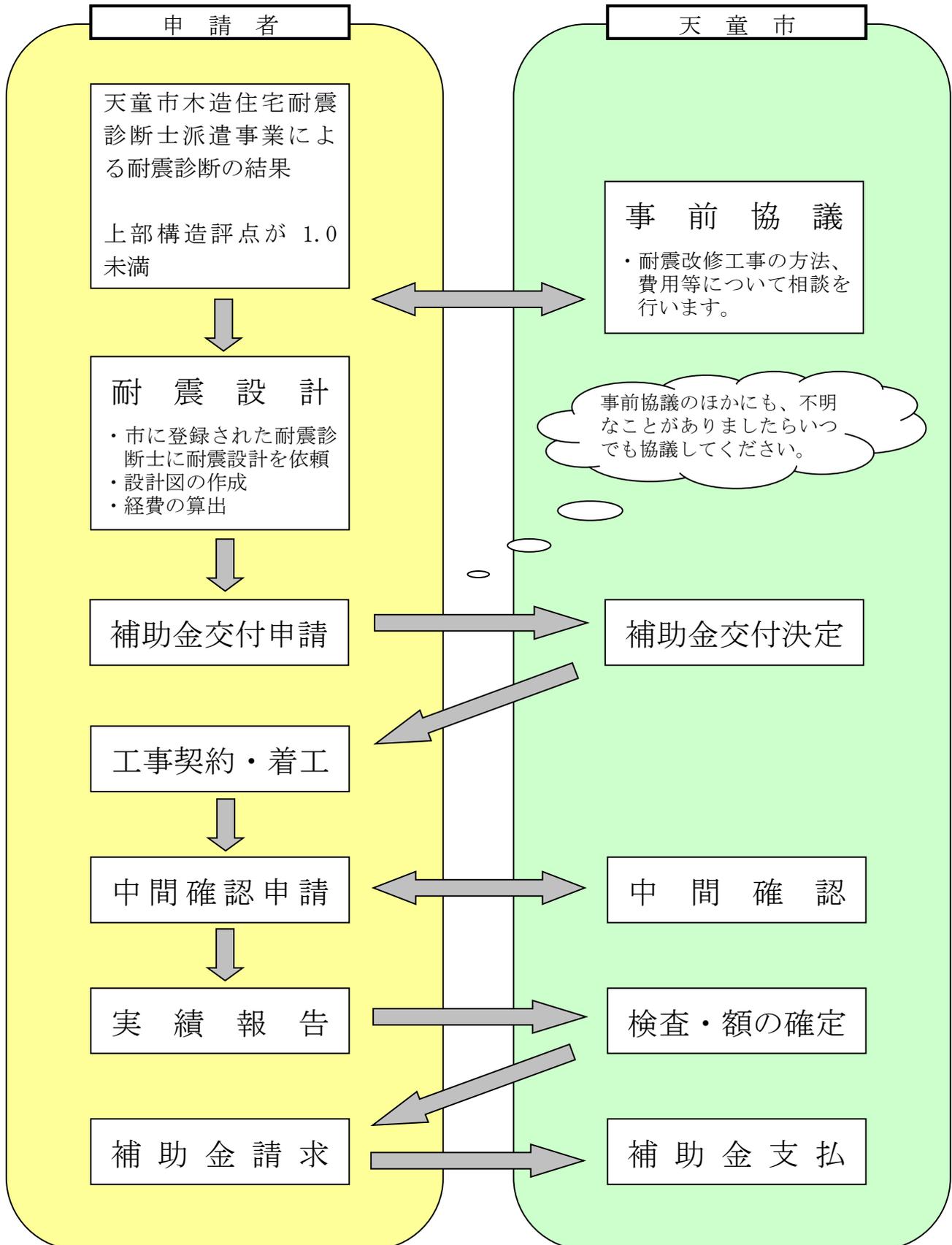
この事業は、限られた予算の範囲内で行われますので、年間に補助できる件数には限りがあります。 事前に確認されるようお願いします。

#### **(6) 住宅の処分等の制限**

この事業による補助を受けた住宅は、補助金を受領した日から10年間は、住宅以外の目的に使用したり、譲渡、交換をしたり、貸したり、担保に供するなどはできません。

この期間内にこれらのことをする場合は、補助金を全額返還していただくか、財産処分承認申請書を提出して、市長の承認を得る必要があります。

## 2 事業フロー



## 3 手続き

手続きの流れについては前ページのフロー図のとおりです。

補助金の交付を受けるには、対象となる住宅や申込のできる方に一定の制限がありますので、不明なことや疑問に思うことがありましたら、あらかじめお問い合わせください。

補助金交付は「天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則」及び「天童市木造住宅耐震改修補助金交付要綱」に基づいて行われます。

手続きをスムーズに進めるためにも、積極的に事前協議を行うようお願いします。

※制度上、事業は年度ごとに執行されます。そのため、耐震改修工事は申請と同年度の2月末までに完了していただく必要があります。申請手続きや工事に要する期間をよくご検討いただき、十分に余裕を持って申請されますようお願いいたします。

### (1) 事前協議

お住まいの住宅が補助対象となるのか、耐震改修工事の内容はどのようなものなのか、申込みのできる方なのかなど、あらかじめ確認しなければならないことがあります。

また、設計や工事の進め方や、提出していただく書類等の確認など、事業がスムーズに進行できるように、事前に十分な協議をお願いします。

### (2) 補助金交付申請

**補助金交付申請は、耐震改修工事の前に行う必要があります。**

**工事の着工は、補助金交付決定通知を受けた後でなければ行うことができません。**

#### 1 申請に必要な書類

##### ① 天童市木造住宅耐震改修補助金交付申請書（規則様式第1号）

##### ② 耐震改修工事計画書（要綱様式第1号）

- ・住宅の所有者が複数の場合は、「その他の所有者」欄に申請人以外の方の同意が必要です。

##### ③ 耐震改修工事設計図

- ・案内図、配置図、各階平面図、耐震改修図（軸組図、各種伏図等）です。
- ・補助対象とならない増築、改築、法令適合工事、改修、修繕、模様替え等の工事がある場合は、それらの図面も提出してください。
- ・耐震改修する部分ごとに、改修の内容がわかるように記載してください。
- ・必要に応じて、既存の図面を添付してください。

##### ④ 耐震改修補強計画書

- ・耐震改修設計図を基に耐震改修をした場合、耐震診断の上部構造評点が1.0以上となることわかる診断書を提出してください。

##### ⑤ 耐震改修前の耐震診断報告書の写し

- ・先に行っている天童市木造住宅耐震診断士派遣事業での耐震診断結果報告書の写しを提出してください。

提出する部分（全てのページが必要ではありません）

- ・建物の耐震診断結果報告書（依頼者名、建物所在地、上部構造評点総合評価等が記載されている書類。表紙の次のページ）
- ・『「一般診断法」による診断』の上部構造評点の最小値および診断者が記載されている書類（最後のページ）

#### ⑥ 耐震改修工事費の見積書の写し

- ・補助対象とならない工事が含まれる場合は、直接工事費及び経費（経費等は補助対象内と補助対象外の直接工事費の割合により按分する等）は補助対象内と補助対象外を分け、補助対象工事費がわかるように作成してください。
- ・工事費見積書は概算金額では申請できません。工事費の明細及び数量等を記載したものを提出してください。

#### ⑦ 設計費の見積書の写し

#### ⑧ 工事監理費の見積書の写し

#### ⑨ 対象住宅の現況写真

- ・住宅全体の外観写真と、耐震改修する部分の外観及び内観の写真を提出してください。
- ・改修する部分ごとに、室名や壁面の位置、撮影方向等を記載して、写真がどの部分なのかわかるように作成してください。
- ・A4の用紙1枚につき、写真3枚をレイアウトしてください。

#### ⑩ 納税証明書

- ・最新の納税証明書（納期未到来額がないもの）をご用意ください。

#### ⑪ 対象住宅の全部事項証明書

#### ⑫ 申請者の住民票謄本

#### ⑬ 委任状（要綱様式第2号）

- ・委任事項の該当欄をチェックしてください。交付申請時にすべての事項を委任するとその後の手続きに委任状は不要となります。

#### ⑭ 承諾書（別紙）

- ・市税の滞納がないか納付状況を調査することを承諾していただきます。

### 2 書類の部数

書類は、正本1部、副本2部の計3部提出してください。

正本には原本添付としますが、副本には写しでかまいません。

副本の1部は交付決定通知書と共に控えとしてお返しします。

### 3 申請の方法

書類は、建設部都市計画課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

### 4 申請書の審査、交付決定

市では、申請された内容を審査し、補助対象工事と認めたときは「補助金等の交付決定通知書（規則様式第2号）」により通知します。

### 5 工事の着工

**交付決定を受けてから、工事等の契約を結び、工事に着手**してください。また、工事契約書等の契約者は、申請者と同一人としてください。

※ 補助金等の交付決定通知書は、補助金の支払いを確約したものではありません。交付決

定を受ける前に着工した場合や、工事が申請どおりに行われなかった場合のほか、法令や規則、要綱に違反した場合などは、交付決定を取り消すことがありますのでご注意ください。

### (3) 変更承認申請

工事着工後、申請の内容に変更が生じた場合は、変更に係る部分の工事に着手する前に変更承認申請をして、承認を受けてから着手する必要があります。

ただし、次の場合は軽微な変更として、申請の必要はありません。

- ① 補助金の額に変更がないもの
- ② 再仕上げ等の変更で、耐震改修後の上部構造評点に変更がないもの

#### 1 申請に必要な書類

- ① **耐震改修工事計画変更（中止、廃止）承認申請書（要綱様式第3号）**
- ② **耐震改修工事計画書（要綱様式第1号）**
  - ・「他の所有者同意」「住宅概要」「診断内容」は記入の必要がありません。
  - ・「改修内容」以下の欄は変更に係る部分のみ記入してください。
- ③ **耐震改修工事設計図**
  - ・変更に係る部分の図面を提出してください。
  - ・図面には、設計者が記名押印してください。
- ④ **改修後の耐震診断書**
  - ・耐震改修後の上部構造評点に変更がある場合に提出してください。
- ⑤ **耐震改修工事費の見積書の写し**
  - ・変更がある場合に提出してください。

#### 2 書類の部数

書類は、**正本1部、副本2部の計3部**提出してください。

副本の1部は交付決定時にお返しします。

#### 3 提出の方法

書類は、建設部都市計画課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

#### 4 申請書の審査、承認

市では、申請された内容を審査し、補助対象工事と認めたときは「耐震改修工事計画変更（中止、廃止）承認通知書（要綱様式第4号）」により通知します。

#### 5 変更に係る部分の工事着手

申請者は、承認通知を受けてから変更に係る部分の工事に着工してください。また、工事変更契約書等を整備してください。

## (4) 中間確認

中間確認は、耐震改修工事が申請どおり適切に施工されているか確認するものです。基礎の配筋や軸組、床組などの構造耐力上主要な部分の施工が適切に施工されていることが目視確認できる工程に達したときに実施します。

目視確認できる工程とは、筋かいや金物補強の工事が完了して、壁をふさぐ前の時期となります。工事の内容によっては、複数回の確認が必要になることもあります。

確認がスムーズに行われるようご協力ください。

### 1 申請に必要な書類

- ① 耐震改修工事中間確認申請書（要綱様式第5号）
- ② 耐震改修工事設計図
- ③ 確認の対象となる部分の状況写真

### 2 書類の部数

書類は、**1部**提出してください。

### 3 提出の方法

書類は、建設部都市計画課に**ご持参**ください。郵送等での受付はいたしません。

### 4 現場確認

中間確認は、希望日の1週間程度前までに市担当職員へ日程調整の連絡をお願いします。

書類は現場確認日の3日前までに市担当職員へ提出してください。

確認当日は市の職員が現場に確認に伺います。工事監理者及び施工者の立会をお願いします。

現場確認日当日は、①黒板、②カメラのご用意をお願いします。

- ・黒板には、工事名と撮影箇所（室名や壁面の位置等）の記載してください。  
（直接記入又は、紙に記載の上貼り付け等）
- ・写真は、①工事箇所、②確認者（市担当職員）、③黒板を入れて撮影してください。

### 5 確認後

現場確認後、写真（市担当職員が現場を確認している写真）をプリントして、現場確認日から7日以内に市担当職員へ提出してください（1部）。

工事が適切に施工されていない部分があった場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、確認をいたします。是正の確認完了後に、次の工程に進んでください。

## (5) 実績報告

耐震改修工事が完了しましたら、実績報告をしてください。  
報告書を受理したら、市の職員が現地にて確認検査を行います。

### 1 報告に必要な書類

- ① **天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業実績報告書**  
(規則様式第3号)
- ② **耐震改修工事完了届** (要綱様式第6号)
- ③ **工事請負契約書の写し**
  - ・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。
- ④ **設計業務契約書の写し**
  - ・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。
- ⑤ **工事監理業務契約書の写し**
  - ・変更がある場合は変更契約書の写しも提出してください。
- ⑥ **耐震改修工事に係る支払いを証明するもの**
  - ・請求書、振込依頼書等の写しを提出してください。
- ⑦ **工事施工及び完成写真**
  - ・着手前と完成後の外観写真を添付してください。
  - ・改修した部分全箇所について、改修した部分ごと[着工前・施工中・完成]の順に揃えてください。改修をした部分は、内観及び外観の写真を提出してください。
  - ・施工中の写真は工程ごと、全体及び部分的に拡大したものと撮影してください。
  - ・改修する部分ごとに、室名や壁面の位置、撮影方向等を記載して、写真がどの部分なのかわかるように作成してください。
  - ・A4の用紙1枚につき、写真3枚をレイアウトしてください。
  - ・改修する部分ごとに用紙にまとめてください(同じ用紙に異なる改修する部分の写真を入れないでください)。

### 2 書類の部数

書類は、正本1部、副本2部の計3部提出してください。  
副本の1部は確定通知書と共に控えとしてお返しします。

### 3 提出の方法

書類は、建設部都市計画課にご持参ください。郵送等での受付はいたしません。

### 4 提出期限

書類は、工事完了後20日以内又は申請と同一年度の2月末日(末日が閉庁日の場合、その直前の開庁日)の早い日までに、建設部都市計画課に提出してください。

### 5 確認検査

確認検査は、希望日の1週間程度前までに市担当職員へ日程調整の連絡をお願いします。

書類は現場確認日の3日前までに市担当職員へ提出してください。

検査当日は市の職員が現場に検査に伺います。工事監理者及び施工者の立会をお願いします。

現場検査日当日は、①黒板、②カメラのご用意をお願いします。

- ・黒板には、工事名と撮影箇所（室名や壁面の位置等）の記載してください。  
（直接記入又は、紙に記載の上貼り付け等）
- ・写真は、①工事箇所、②確認者（市担当職員）、③黒板を入れて撮影してください。

## 6 検査後

現場検査後、写真（市担当職員が現場を確認している写真）をプリントして、現場検査日から7日以内に市担当職員へ提出してください（1部）。

工事が申請どおりに施工されていると確認できた場合は、補助金額の確定を行い、確定通知書により通知いたします。

検査の結果、工事が申請どおりに施工されていない場合は、職員の指示に従って是正してください。是正が完了した後に再度、検査をさせていただき、申請どおりに施工されていることを確認したうえで補助金額の確定を行い、確定通知書により通知いたします。

## (6) 補助金請求

補助金額の確定通知書を受理されたら、補助金の請求を行ってください。

### 1 請求に必要な書類

#### ① 天童市木造住宅耐震改修補助金請求書（規則様式第4号）

- ・補助金の振込先は、申請人名義のものに限ります。
- ・実績報告書と一緒に提出する場合は、日付は空欄で提出してください。

#### ② 振込先の通帳の写し

- ・口座名義人、銀行名、支店名、口座の種類、口座番号の部分が記載されている部分の写しを提出してください。

### 2 書類の部数

書類は、**1部**提出してください。

### 3 提出の方法

書類は、建設部都市計画課に**ご持参**いただくか、**郵送**してください。

### 4 補助金の支払い

市では補助金請求書を受理しますと、3～4週間後にご指定の口座に補助金を振り込みいたします。

## 4 天童市木造住宅耐震診断士派遣事業について

天童市木造住宅耐震診断士派遣事業とは、市内の木造住宅に対して耐震診断士を派遣して耐震診断を実施し、木造住宅の地震に対する安全性の確保及び向上を図り、震災に強いまちづくりを推進するため、平成18年度から実施している事業です。

### ○対象となる住宅

次のすべての項目に該当する住宅が対象となります。

- ① 天童市内にあること。
- ② 平成12年5月31日以前に着工された戸建て住宅であること。
- ③ 在来軸組工法による木造平屋建て又は木造2階建て住宅であること。
- ④ 過去に同じ事業に基づく耐震診断を受けていないこと。

### ○補助金の額

15,070円（診断＋補強計画の料金150,700円の1割を個人負担）

※耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上となった場合は

10,340円（診断料のみ103,400円の1割を個人負担）

天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業による補助は、上記の耐震診断士派遣事業による耐震診断を受け、その結果、上部構造評点が1.0未満となったものが受けることができます。

天童市木造住宅耐震改修補助金交付事業  
手引き

令和5年4月作成

お問い合わせ先

〒994-8510

山形県天童市老野森一丁目1番1号

天童市建設部都市計画課建築住宅係

TEL 023-654-1111（内）427, 428

FAX 023-653-0714